

答 申

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年和歌山県条例第12号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成25年12月9日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、当該開示請求について対象公文書を特定できなかったため、補正通知を送付し、異議申立人の補正により、本件開示請求の対象公文書を特定した。
- 3 実施機関は、異議申立人に対し、開示決定等期限延長を行った上で、本件開示請求に対し「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年1月24日付け海建管第6333号で異議申立人に通知した。
- 4 異議申立人は、平成26年1月27日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、「作成又は取得していない」理由で行った本件処分を取り

消し、永久保存文書に添付していなければならない同意書が貰えなかった理由を記載した文書等を開示を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 「作成又は取得していない」との理由は虚偽であり、請求文書は、起案文書第 7110 号（知事が知事に対し公図訂正同意願い書を代理人が作成して提出したものの）の中に添付されていた文書である。
- (2) 永久保存文書に添付していなければならない同意書が貰えなかった理由を記載した文書や理由書に記載した裁判記録、地権者でないように仕組んだ理由書である土地所在図等を全部添付して初めて土地家屋調査士作成一件文書となる。
- (3) 代理人本人も添付していたことを証言していることから、「作成又は取得していない」などあり得ない。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

平成 13 年海建第 7110 号は地図訂正申請者である和歌山県知事が里道水路管理者である和歌山県知事宛に提出された地図訂正同意願書に対して意思決定をするための文書であり、地図訂正申請者である和歌山県知事の復代理人として担当土地家屋調査士が申請をし、里道水路管理者としての和歌山県知事の実務を管理課が担当していたものである。平成 13 年海建第 7110 号は、永久保存文書として現存している。平成 13 年海建第 7110 号の中には地図訂正同意願書が綴られているが、その中には、承諾書がもらえない人の理由書、裁判記録、〇〇〇と〇〇〇を眼鏡印で括った土地所在図は綴られていない。

よって、「作成又は取得していない」との理由により非開示決定を行った。

第 5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、異議申立人は、平成13年海建第7110号起案文書添付の地図訂正に当たって同意書のない地権者についての理由書、裁判記録及び〇〇〇番と〇〇〇番を眼鏡で括った土地所在図等を請求していると認められる。

実施機関の説明によると、平成13年海建第7110号は里道水路管理者である和歌山県知事の実務を担当していた海草振興局建設部管理課（当時。現在の同部管理保全課）が意思決定をするための文書である。実施機関は、永久保存文書として現存する平成13年海建第7110号の中には地図訂正同意願書が綴られているが、その中に承諾書がもらえない人の理由書、裁判記録、〇〇〇と〇〇〇を眼鏡印で括った土地所在図は綴られていない旨説明する。

実施機関の説明から、本件対象公文書を「作成又は取得していない」との主張は、特段不合理とは認められず、過去の答申（諮問第60号ほか）においても、同様の判断を行っているところである。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」により非開示決定を行った本件処分は、妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公図訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成26年2月3日	○諮問（実施機関）

平成 26 年 3 月 4 日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成 26 年 3 月 14 日	○異議申立人からの意見書を受理
平成 29 年 3 月 16 日	○審議
平成 29 年 4 月 25 日	○審議
平成 29 年 9 月 4 日	○審議
平成 29 年 11 月 2 日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成 30 年 3 月 6 日	○審議
平成 30 年 3 月 8 日	○異議申立人からの意見書を受理
平成 30 年 4 月 24 日	○審議
平成 30 年 8 月 30 日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成 30 年 9 月 18 日	○審議
平成 30 年 10 月 2 日	○審議

[別紙]

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 25 年 12 月 9 日	<p>平成 23 年 12 月 2 日付海建総第 316 号公文書非開示決定通知書で平成 13 年 3 月 23 日付公図訂正（宇東山田地区）の手續準備書原本全部は、保存期間経過による廃棄のためと非開示にしている。又海建第 191 号も保存期間経過による廃棄として非開示にしている。同じ文書である地図訂正同意願書の和歌山県が毀棄した文書以外を開示しているが、公図訂正場所は同意書のある場所だけではなかった。無番地すべてが同意される為には、〇〇〇～〇〇〇番まで同意されることが必要であった。公図訂正後 8 年後に用地課文書に変わった根拠を示す文書。</p>
平成 26 年 1 月 8 日 (補正後)	<p>平成 13 年 3 月 23 日訂正完了後 8 年経過した平成 21 年頃から、公図訂正準備書類が「廃棄された」とか「用地課の文書」である旨の話に変化している。管理課〇〇〇〇が起案した 7110 号文書に添付している知事宛に知事が申請した同意願書に付けられていた同意書のない地権者についての理由書及び裁判記録〇〇〇番と〇〇〇番を眼鏡で括った土地所在図等文書の開示。</p>